

安曇野赤十字病院建設支援検討委

市民病院的な役割を最終テーマに



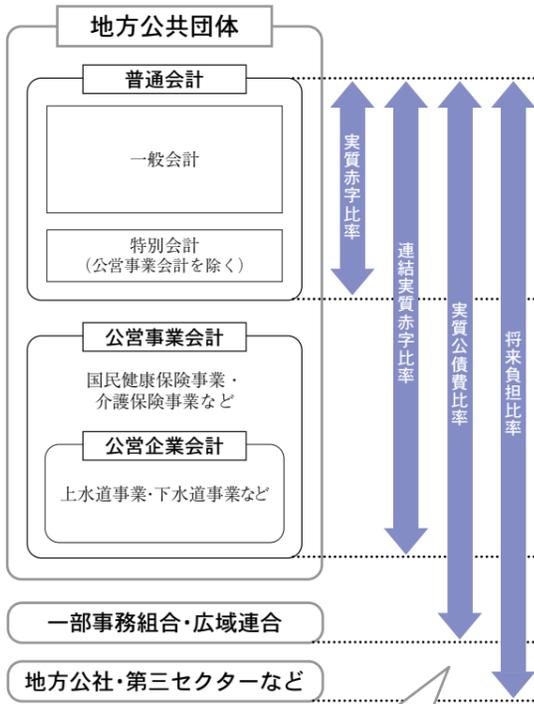
計10回の会議を重ね、市の支援のあり方を検討

安曇野赤十字病院建設支援検討委員会(会長・西山馥司副市長)の最終会議が2月18日、同病院で開かれました。委員会は平成18年6月に発足。同病院建て替えに対する市の支援のあり方を検討してきました。この日は、要望書への対応が報告されたほか、「市民病院的な役割を担う新しい病院づくり」について研究が行われました。委員からは、医師確保の問題、他の医療機関との連携などの意見が出されました。西山会長は最後に、「委員会での検討内容を真摯に受け止めていただき、病院建設、運営にあたっていただきたい」と述べ、委員会を閉じました。今後の状況は、病院内の経営審議会ですべて報告されます。

財政健全化計画と水道事業健全化計画

地方債の繰り上げ償還認められる

財政指標の会計範囲イメージ(財政健全化法)

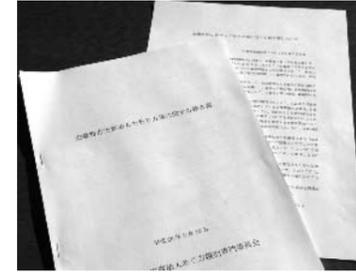


財政健全化法は、平成20年度決算から適用され、特別会計や企業会計も併せた決算によって各地方公共団体の財政状況の真の姿を明らかにするため、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を定めています。この4指標で財政健全性が判断され、指標のいずれかが基準以上の自治体は「早期健全化団体」になり、財政健全化計画を策定することになります。さらに悪い指標になると「財政再生団体」に指定され、より厳しい財政再生計画に基づく財政健全化対策が義務付けられます。

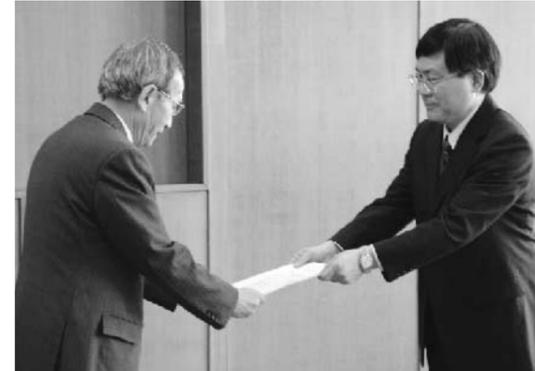
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、財政健全化法)が昨年6月に成立しました。

これまでの「地方財政再建促進特別措置法」では普通会計のみが対象で、その赤字比率が20%を超えると赤字再建団体に転落する制度でしたが、新制度では新たに、国民健康保険や介護保険、公営企業も含めた「連結実質赤字比率」、土地開発公社や自治体が出資している第3セクターも含めた自治体負担すべき額の合計である「将来負担比率」の2指標を加えることで、自治体の財政危機を早期に是正することを目指しています。また、財政健全化法が適用となる平成20年度決算を迎える前に、財政健全化計画や公営企業経営健全化計画を策定した自治体に対して、平成19年度から3年間で、政府系資金から借入をしている利率5%以上の地方債の繰り上げ償還(補償金なし)が認められる事になりました。当市では地方債の償還軽減のため、財政健全化計画などを作成し、普通会計では7%以上の地方債について、平成19年度に4,446万円、平成20年度に4,597万円の繰り上げ償還が認められました。

また、水道事業会計では5%以上の地方債について、平成19年度に5億484万円、平成20年度に7億8,446万円、平成21年度に4億1,810万円の繰り上げ償還を行います。安曇野市財政健全化計画、安曇野市水道事業経営健全化計画の詳細は市ホームページをご覧ください。



8つの法人を対象に、経営状況などを調査。今後のあり方についてまとめた。



安曇野市出資法人あり方検討専門委員会(委員長・河藤佳彦、高崎経済大学准教授)は2月18日、「安曇野市出資法人のあり方等に関する報告書」を市長へ提出しました。この委員会は、市が平成18年度に策定した「安曇野市行政改革大綱(第1次)・行政経営改革プラン」の中で、重要課題として位置づけた安曇野市出資法人(第3セクター)の見直しのために、昨年6月27日に設置されました。委員会は、外部の識見者4人で構成された第3者機関として、市が25%以上の出資などをしている8つの法人(第3セクター)を対象に、経営状況などについて集中的な調査検討を進めてきました。委員は、いずれも市民目線を持ち、また、出資法人と直接の

利害関係を持たない中立的な立場で必要な資料・情報を収集し、出資法人の経営層、現場職員および市の担当部局から個別に聞き取り調査を行うなどして、それぞれの出資法人の現状と課題の把握に努め、今後のあり方についての報告書をまとめました。報告書では、出資法人が堅実な運営のあり方を確立するための方策や、出資法人が行政の補完を目的に設立されたことを考慮し、市において対応すべき事項についても提言をしています。

報告書は、安曇野市ホームページに掲載しているほか、各総合支所地域支援課でも閲覧ができます。市ホームページURL <http://www.city.azumino.nagano.jp/>

地域福祉計画

オリジナリティある計画が完成

安曇野市地域福祉計画策定委員会(会長・合津文雄 長野大学教授)は2月26日、市の地域福祉計画案「安曇野いきいき共生プラン」を市長に手渡しました。

この計画は、地域福祉を進めていくために、市民・事業者・行政が取り組む内容を明らかにしたもので、基本理念や4つの基本目標などから構成されています。平林市長は「この計画書を地域福祉の水先案内として、全力で具現化したい」と述べました。市では来年度、この計画のダイジェスト版を市内全戸に配布する予定です。



完成した計画案を手渡す合津会長(左)

出資法人のあり方等に関する報告書を提出

3セク見直し